

憲法9条改悪に反対する請願署名を手にした人たちへ

みなさんの10の質問に 青い鳥 Bluebirdが お答えします

Q 米軍や自衛隊は、「抑止力」
として必要ではありませんか？

A 「攻められなければ攻めてくるな」という「抑止力」
の考え方は、戦争を起こさないための一手段にすぎま
せん。しかしそれを口実に軍拡を進めると、相手国の疑心暗
鬼や軍拡を促してしまいます。自衛隊や駐日米軍を増強して、
敵基地攻撃能力や軍拡が本当に必要なのか、真剣に考えませ
んか。歴史の教訓は、軍備で身構えるよりも、**平和的な外交**
交渉や**市民どうしの交流**の方が、戦争を確実に遠ざけるとい
うことではないでしょうか。

Q 「9条に自衛隊を明
記しても何も変わら
ない」と自民党は言
いますが、本
当ですか？

A 本当に「何も変わらない」のなら、改憲をする
必要はありません。**自衛隊を明記**する改憲をす
るのは、今の9条では「できないこと」があるからに
違いありません。例えば、アメリカの戦争に全面的に
協力する「**集団的自衛権**」を行使することとか。**軍事**
優先の国や社会になることも心配です。

署名用紙はこちらからダウンロードしてください。連絡先も
記載されています。集めた署名簿は必ず郵送でそちらにお送
りください。

<https://www.kyodo-center.jp/wp-content/uploads/2026/04/20260401.pdf>



●署名呼びかけ団体●

安保法制の廃止と立憲主義の回復
を求める市民連合／改憲問題対策
法律家6団体連絡会／9条改憲
NO！全国市民アクション／九条
の会／憲法9条を壊すな！実行委
員会／戦争する国づくりストッ
プ！憲法を守り・いかす共同セン
ター



Q 高市政権が「戦争の準
備をしていくつ
て本当ですか？

A 岸田政権のころから**防衛費**を約**2倍**にして、**大軍拡**が
進められています。いわゆる「**安保3文書**」にもとづ
いて、敵基地攻撃ができるミサイルやイージス艦などの装備
や、武器・弾薬の備蓄を増やし、基地を増強しています。これ
は周辺国と本気で**戦争する準備**としか考えられません。**高**
市政権は、「安保3文書」を改定し、**防衛費**をさらに増やすこ
とも狙っています。

Q トランプ政権に
ついて行って大
丈夫な
ですか？

A **トランプ米政権**は、イスラエルとともに**イラン**を先
制攻撃したり、ベネズエラを攻撃して大統領を拉致
したり、国連憲章と国際法の違反をくり返しています。「**日**
米同盟」と言っていますが、日本もいつ「**無法な戦争**」に
付き合わされるか心配ですね。

Q 「台湾有事は日本有事
だ」という政治家もい
ます、日本も守りを固
める必要はあり
ませんか？

A 中国が台湾を武力で統一する「**台湾有事**」がす
ぐにでも起こるような状況ではありません。ア
メリカ政府も今は中国と貿易交渉をすることに熱心で
す。そんななかで日本が「**大軍拡**」をするのは、かえっ
て**東アジアの平和**をかき乱すことではありませんか。
私たちのくらしのための予算を無駄遣いしてまで、す
ることではありません。

Q 憲法に緊急事態条項を入れるくらい必要ではないですか？

A 自然災害やコロナに備えるのであれば、**緊急事態条項**は必要ありません。法律や予算措置で十分であり、その方がそれらに正面から向き合う方法です。緊急事態条項は、結局、国民の**人権を制限し政府の独裁**を可能にして、**9条改憲**と一体で日本を**軍事国家**にすることが狙いです。

Q 国会の憲法審査会に条文起草委員会を置くくらいよいのではないですか？

A 憲法審査会は、そこでの多数決で「**憲法改正原案**」を作ることができ、それをもとに衆参両院の3分の2の多数で憲法改正の発議ができます。その次は**国民投票**です。「条文起草委員会」は改憲の「下ごしらえ」の場で、憲法についてただ議論する場ではありません。

Q 子どもや孫の世代に平和な世界を残すために私たちができることは？

A 今の9条を含む**日本国憲法**は、第二次世界大戦を反省して「**国際紛争を武力ではなく平和的に解決しよう**」と約束した**国連憲章**のもとで、侵略戦争をしてしまった日本が生きるみちを拓いたのです。これらを守ってこそ、世界の人々とともに**平和**をたぐり寄せ、子どもたちに**幸せな未来**を託すことにつながるはずです。



第二章 戦争の放棄

〔戦争の放棄と戦力及び交戦権の否認〕

第九条 ① 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

② 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

Q 署名をすることにどんな意味があるのですか？

A この署名は、憲法16条の「**請願権**」に基づくものです。請願署名を受け取った国会や内閣は、「誠実に処理しなければならない」と「**請願法**」で定められており、主権者である国民の意思を、国会と内閣にしっかりと受け止めさせるものです。請願は、直接に法律を変えたり作ったりしませんが、**私たちの声**を政治に確実に届ける**大切な手段**です。そしてこれは、選挙権とはちがひ、未成年でも、日本に住む外国人でも行使できる**権利**です。

Q これだけ守られていない9条をいつまでも守ろうとしても無駄ではないですか？

A 確かに「**戦力を持たない**」と決めた**憲法9条**は、現在「守られていない」と言えますが、それでも、9条が現にあることで、アメリカの中東での戦争にまき込まれずに済んでおり、自衛隊ができてから70数年間、隊員が一人も海外で「殺し、殺されず」にきました。その意味では9条は決して「死んで」おらず、これを守ることに**意義**があるとは思いませんか。

あなたのメッセージを添えて回りの方に……